

研究活動に係る不正行為防止等に関する規程

大学協議会

平成27年3月31日制定

(趣旨)

第1条 愛知東邦大学（以下「本学」という。）における研究活動およびそれに関連する業務に従事する全ての者（以下「研究者等」という。）の不正行為の防止および事案が発生した場合の対応（以下「研究不正の防止等」という。）については、本学の定める「研究者の行動規範」（以下「行動規範」という。）、「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドラインについて」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）、その他関係法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(不正行為)

第2条 この規程において、研究活動に係る不正行為（以下「不正行為」という。）とは、以下に定める行為をいう。

(1) 研究活動の過程における、以下に該当する行為

- ア. 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる研究活動上のデータ、研究結果等の捏造、改ざんまたは盗用
- イ. 前号に掲げる行為の証拠隠滅または立証妨害（追試または再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠滅、廃棄および未整備を含む）
- ウ. 同じ研究成果を報告した論文原稿を複数の研究誌に投稿するなどの重複発表、論文著作者が適正に公表されないオーサーシップなどの不適切な取扱い
- エ. 学外の研究費の配分機関（以下「資金配分機関」という。）への虚偽の申請・報告
- オ. 研究費の不正使用
- カ. その他 本号アからオ以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

(2) 本学の研究費並びに、国、地方公共団体、独立行政法人および特殊法人等の公的機関から交付される研究費で本学の責任において管理すべきもの（以下「研究費等」という。）を、この規程を含む本学諸規程および関連法令等に反して使用すること

2 前項第1号および第2号の用語の定義については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- (2) 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- (3) 「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析、解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること

(4)「研究費の不正使用」とは、研究費の使用実体のない謝金・給与の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金および実態を伴わない旅費の請求など、法令、資金配分機関および本学諸規程および関連法令等に違反する経費の使用をいう

(最高管理責任者)

第3条 本学における研究活動および研究費等の管理・運営に関する最高管理責任者は学長とする。

2 学長は、研究活動に関する行動指針を定めるとともに、次条に定める統括管理責任者が責任をもって研究活動を管理できるようリーダーシップを発揮して不正行為の防止等に努めなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 本学に、学長を補佐し研究活動および研究費等の管理・運営に関する実質的な責任者として、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、学長が指名する副学長または事務長をもって充てる。

3 統括管理責任者は、第2条に定める不正行為に対応するものとする。

(部局責任者)

第5条 研究活動および研究費等の運営、管理を適切に行うため実質的な責任と権限を持つ者として次の各号に掲げる部局（以下「部局等」という。）に部局責任者を置く。

(1) 各学部

(2) 地域創造研究所

(3) 各センター

(4) 第2条第1項第2号の研究費等の管理、運営および執行に携わる部署

2 部局責任者は部局等の長をもって充てる。

3 部局責任者は、部局等における研究者等の不正行為の防止および研究倫理の向上に資する啓発活動に努めなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条の2 部局責任者は、コンプライアンス推進責任者として、前条の部局等における実質的な権限を有しその責任を負う。

2 コンプライアンス推進責任者は、事故の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する責務を負う。また、当該部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する責務を負う。

3 コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する責務を負う。

(研究倫理教育責任者)

第5条の3 部局責任者は、研究倫理教育責任者として、次項の責任を負う。

- 2 研究倫理教育責任者は、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、広く研究活動に係る者を対象に、求められる研究倫理教育を确实、かつ定期的実施する責務を負う。

(行動規準)

第6条 研究者は、行動規範を遵守するとともに、研究者としての誇りを持ち、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項を研究活動の行動規準として活動しなければならない。

- (1) 研究不正を行わないこと
- (2) 研究不正に荷担しないこと
- (3) 他者に対して研究不正をさせないこと

(研究者の遵守事項)

第7条 研究者は、健全な研究活動を保持し、かつ、研究不正が起こらない環境を形成するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 研究レポート、各種計測データ、実験手続等に関し、適宜確認すること
 - (2) 研究責任者または研究室の代表者は、研究分担者、学生等で研究に携わる者に研究ノートに記載方法に関して指導するとともに適切に管理すること
 - (3) 研究ノート、各種計測データ等を記録した紙・電子記録媒体などは、論文等成果物の発表後も保管し、他の研究者等からの問い合わせ、調査照会などにも対応できるようにすること
 - (4) 論文等を共同で発表するときには、責任著者と共著者との間で責任の分担を適切な方法で明確にすること
 - (5) 資金配分機関および法人が定める規則等を熟知し、適正な方法、手続により研究費を使用すること
- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

(誓約書の提出)

第7条の2 競争的資金等の運営・管理にかかわる構成員は、誓約書を提出しなければならない。

- 2 競争的資金等の申請の際には、誓約書の提出を必須とし、その提出がない場合には競争的資金等の運営・管理にかかわることができないこととする。
- 3 誓約書の様式は、別紙のとおりとする。

(研究不正防止計画の策定および実施)

第8条 学長は、研究不正を発生させる要因を把握するとともに、研究不正防止計画を策定し、研究者の自主的な取り組みを喚起し、研究不正の発生を防止しなければならない。

- 2 研究不正防止計画は、研究不正を発生させる要因を本学全体に起因するものと部局固有のものに分類した上で、両者に対する具体的な研究不正防止計画を策定しなければならない。

- 3 学長は、研究不正防止計画を部局責任者に実施させるものとし、部局責任者は、部局全体で不正が生じないように、次条に規定する研究倫理委員会と協力し、主体的に研究不正防止計画を実施するものとする。
- 4 部局責任者は、研究不正防止計画の実施が完了したときは、統括管理責任者に報告しなければならない。
- 5 前項の報告を受けた統括管理責任者は、報告内容が適切と認める場合は、学長に報告するものとし、報告内容が不適切と認める場合は、部局責任者に対し改善を指示しなければならない。
- 6 前項により統括管理責任者から改善の指示を受けた部局責任者は、指示に基づき研究不正防止計画を実施し、統括管理責任者に報告しなければならない。
- 7 研究不正防止計画は、定期的に見直しを行うものとする。

(研究倫理委員会)

第9条 学長は、不正行為の防止に関する方策を策定・実施するため、研究倫理委員会を置く。

- 2 研究倫理委員会は、次項に掲げる業務を行い、その結果について適宜、学長に報告を行うものとする。
- 3 研究倫理委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 不正防止計画の企画および立案に関すること
 - (2) 不正防止計画の推進に関すること
 - (3) 不正防止計画の検証に関すること
 - (4) 研究活動上の不正発生要因に対する改善策に関すること
 - (5) 研究者の行動規範等に関すること

(相談窓口)

第10条 不正行為についての相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を総務課に設け、相談員を置くとともに、名称、場所、連絡先、受付の方法を当該研究・配分機関内外に周知する。

- 2 研究倫理委員が相談員となる。
- 3 相談は、学内外の全ての者が行うことができる。
- 4 相談窓口は、学内外からの問い合わせに適切に対応するものとする。
- 5 相談に対応した者は、相談者が第12条に定める通報を行わず、かつ、相談の内容に鑑み必要があると判断した場合は、相談者に事前に通知した上で、相談内容を通報として扱うことができる。
- 6 前項に該当する場合、相談窓口は相談者を保護する方策を講じなければならない。

(通報窓口)

第11条 不正行為についての通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を総務課に設置するとともに、名称、場所、連絡先、受付の方法を当該研究・配分機関内外に周知する。通報者には事務長が対応する。

- 2 通報は、学内外の全ての者が行うことができる。
- 3 通報への対応の際は、通報者を保護する方策を講じなければならない。

(通報等の方法)

- 第12条** 通報は、書面、電話、電子メール、面談などの手段で自らの氏名を明らかにした上で行うものとし、不正行為を行ったと疑われる研究者の氏名またはグループ名並びに不正行為の内容および不正であるとする合理的理由等を可能な限り書面(別紙様式)に明示して行わなければならない。
- 2 匿名の通報があった場合は、前項の規定にかかわらず、その理由や通報の内容に応じ、自らの氏名を明らかにして通報した場合に準じて取扱うことができるものとする。
- 3 報道や学会等(以下「報道等」という。)により本学研究者等の不正行為に関する指摘がなされたときは、次条第5項に定める方法によって対応するものとする。

(通報等の取扱い)

- 第13条** 通報窓口は、通報を受けたときまたは報道等により本学研究者等の不正行為への疑いが指摘されたときは、直ちに学長および統括管理責任者に報告するものとする。この場合において、被通報者または報道等により不正行為への疑いが指摘された研究者等(以下「被通報者等」という。)に本学以外の機関に所属する者が含まれる場合には、当該機関の長にその内容を通知するものとする。
- 2 学長は、不正行為がこれから行われようとしているという通報がなされた場合、その内容を確認・精査し相当の理由があると認めるときは、被通報者等に対し警告を行い、通報者に対し警告を行った旨を通知する。
- 3 学長は、通報に係る不正行為が既に行われたと認める場合には、被通報者等が属する部署等の長に命じ、次条に定める調査を行わせるとともに、通報者、被通報者等に対しその旨を連絡するものとする。
- 4 前項の場合において、学長は、通報者、被通報者等および通報内容等について調査関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底するものとする。
- 5 報道等により本学研究者等の不正行為に関する指摘がなされたときは、学長は、その内容について報道関係者等へ聞き取り調査等を行い、真偽を判断した上で、次条に定める調査の可否を決定する。

(予備調査)

- 第14条** 学長は、通報または報道等(以下「通報等」という。)の内容に応じて、第18条第2項に定める調査委員会の委員長(以下「予備調査責任者」という。)を責任者に命じ、通報内容に関する予備調査(以下「予備調査」という。)を行わせ、調査結果を報告させるとともに、通報を受けた日(報道等の場合は公表日)の翌日から30日以内に、本格的な調査(以下「本調査」という。)の可否を決定する。
- 2 予備調査において、被通報者等に本学以外の機関に所属する者が含まれる場合には、当該機関の長に対し合同調査を申し入れる場合がある。
- 3 予備調査責任者は、予備調査に際し、被通報者等に対して証拠物件等の保全を命じるほか、必要な措置を講じるものとする。
- 4 予備調査は、以下の構成員によって行う。
- (1) 予備調査責任者

(2) 学長が必要と認める者(ただし、通報者および被通報者等と利害関係のある者を除く)
若干名

5 予備調査では、通報等の際に示された理由等の合理性および通報等により報告された行為に対する調査可能性について調査を行う。

6 学長は、予備調査の結果、通報等の内容に合理性がないと判断した場合は、その理由および予備調査に携わった者の所属・氏名を付して本調査を実施しない旨を通報者および被通報者等に通知するものとする。ただし、この場合において通報等が悪意に基づくものであることが判明したときは、通報者に所属機関がある場合はその所属長に通知するほか、氏名の公表など必要な措置を講ずるものとする。

7 本規程において、悪意とは、被通報者を陥れるため、あるいは被通報者が行う研究を妨害するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思によるものを意味する。

8 学長は、通報等の内容の重大性等に鑑み必要があると判断した場合は、予備調査を経ずに第18条に定める調査委員会を設置し本調査を行わせることができるものとする。

(予備調査の結果に対する異議申立)

第15条 通報者は予備調査において本調査を実施しない旨の結果通知を受けた際には、通知を受けた日から14日以内に、理由およびその根拠を添えて学長に異議申立を行うことができる。

2 予備調査の結果に対する異議申立は、同一の理由で二度申立てることはできない。

(予備調査の結果に対する再調査)

第16条 学長は、前条第1項に定める異議申立があった場合には、第14条第1項に規定する予備調査責任者を責任者に再度命じ、再度予備調査を行わせ30日以内に調査結果を報告させるとともに、本調査の実施の要否を決定する。

2 学長は、前項の再調査の結果、通報等の内容に合理性がないと判断した場合は、理由を付して本調査を実施しない旨を通報者に通知するものとする。

(本調査)

第17条 学長は、予備調査(予備調査結果に対する再調査を含む)の結果、通報等の内容に合理性があると判断した場合、または第14条第8項に基づく判断を行った場合は、真相究明のため、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、調査委員会を設置し、本調査を行わせるものとする。

2 本調査の実施にあたっては、学長は、通報者、被通報者等に対し、その旨を通知するものとする。また、不正行為が本規程第2条第1項第2号に該当する場合は、必要に応じて研究費等の配分機関および関係省庁、当該研究費等の執行に関わる業者等に対しても本調査の実施を通知するとともに、調査方針、調査対象及び方法等についても配分機関に報告、協議しなければならない。

- 3 調査委員会は、不正行為が本規程第2条第1項第2号に該当する場合は、通報等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査の体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- 4 本調査は次に掲げる各号の通り行うものとする。
 - (1) 通報等の内容が第2条第1項第1号に該当する場合
論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者のヒアリング等、また必要に応じ、被通報者等による再実験の実施
 - (2) 通報等の内容が第2条第1項第2号に該当する場合
研究費等の使用に係る学内証拠書類の精査や使用実態の調査、関連業者等を含む関係者へのヒアリングおよび当該業者等が保管する証拠書類の精査等
 - (3) その他調査委員会が必要と認めた事項
- 5 本調査の実施にあたっては、調査委員会は、被通報者等に対して弁明の機会を与えなければならない。
- 6 前項の弁明において、被通報者等が通報等の内容を否認する場合には、自らの責任において科学的根拠または合理的根拠等を示し不正行為の疑惑を晴らさねばならない。
- 7 第3項および前項において、被通報者等が本来存在するべき証拠等を示すことができない場合は、不正行為があったとみなすものとする。ただし、本人の責によらず示すことができない場合については、この限りではない。
- 8 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 9 本調査の過程で、公的研究費配分機関からの求めがあれば、調査委員会は学長の了解を得て、調査途上であることを付した中間報告を提出することができる。
- 10 被通報者等は、正当な理由がない限り、本条の調査等を拒否することができない。
- 11 被通報者等以外の本学構成員は、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる等、本条の調査等に協力しなければならない。
- 12 本学以外の機関において調査がなされる場合、本学は当該機関に本条の調査等への協力を要請することができる。

(調査委員会)

第18条 調査委員会は、以下に定める委員で組織する。ただし、通報者および被通報者等と利害関係のある者を除くものとする。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 各学部長の中から学長が指名する者 若干名
- (3) 事務長
- (4) 事務次長
- (5) 本学教職員 1名以上

(6) その他学長が必要と認める者(外部有識者で被通報者等と同一分野の研究者を含む)ただし、通報等の内容が第2条第1項第1号に該当する場合には、第4号および第5号の委員を省略できるものとする。なお、外部有識者は、調査委員総数の半数以上とする。

- 2 調査委員会に委員長を置き、前項第1号に定める委員をもって充てる。
- 3 本条第1項第6号の委員については、学長が任期を定めて委嘱するものとする。
- 4 調査委員会を設置したときには、調査委員の氏名や所属を通報者及び被通報者に示すものとする。
- 5 通報者及び被通報者は、調査委員について異議がある場合、委員の発表後7日以内に理由およびその根拠を添えて学長に異議申立を行うことができる。
- 6 異議申立があった場合、学長は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立に係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(調査中の一時的措置)

第19条 学長は、調査期間中、不正行為に係る研究費等の執行停止その他必要な措置を講じることができる。

(認定手続)

第20条 調査委員会は、本調査の開始後150日以内に、不正行為の有無、不正行為の内容、不正行為に関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定するものとする。

- 2 前項で不正行為がなかったと認定される場合で通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、悪意のある通報者として認定するものとする。
- 3 前項の認定を行うに当たっては、調査委員会は通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、第1項および第2項の内容を認定した場合は、速やかに学長に報告するものとする。
- 5 調査委員会は、前項に定める報告を行う場合は、被通報者等および悪意のある通報者に対してとるべき措置についてもあわせて学長に勧告するものとする。

(認定方法)

第20条の2 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査委員会の学長宛勧告の内容等)

第21条 調査委員会は、前条第5項に基づき学長宛に勧告を行う場合は、次の事項を明記しなければならない。

- (1) 不正行為に該当する事実および同事実が不正行為に該当する理由
- (2) 被通報者等および悪意のある通報者に対する何らかの措置(就業規則または学則に基づく懲戒処分を含む)をとることが相当と判断した場合は、その理由とその措置の種類
- (3) その他、調査委員会が必要と判断する事項

2 調査委員会は、審議の結果、前項第2号による措置の種類を調査委員会が判断することが適当でないと考えたときは、その理由を付して、勧告することができる。

3 調査委員会が本条第1項第2号の規定により、職員の懲戒処分を含む勧告を行った場合、当該懲戒事案に関する以後の手続きは、第19条から第23条に定める手続を経た上で、別に定める「就業規則」に従うものとする。

4 調査委員会が本条第1項第2号の規定により、学生の懲戒処分を含む勧告を行った場合、当該懲戒事案に関する以後の手続きは、第23条から第27条に定める手続を経た上で、別に定める「学生の懲戒処分に関する規程」に従うものとする。

(調査結果の通知)

第22条 学長は、第20条の認定に基づく調査結果と本調査に携わった者の所属・氏名を通報者および被通報者等に通知する。また、通報等の内容が第2条第2号に定める研究費等を用いて行われた研究である場合は、必要に応じて公的研究費配分機関および関係省庁、当該研究費等の執行に関わる業者等にも通知する。

2 学長は、第20条第2項の認定があった場合で通報者が本学に所属していない者である場合には、通報者の所属する機関の長に通知する。

(本調査の結果に対する異議申立)

第23条 本調査における調査結果の通知を受けた通報者、被通報者等はその内容について異議がある場合には、通知を受けた日から14日以内に、理由およびその根拠を添えて、学長に異議申立を行うことができる。

2 本調査の結果に対する異議申立は、同一の理由で二度申立てることはできない。

3 本条第1項に定める期日までに異議申立がない場合、通報者および被通報者等は第20条の調査委員会による認定を認めたものとみなす。

4 本調査の結果に対して異議申立がされた場合、研究費等の配分機関および関係省庁、当該研究費等の執行に関わる業者等に対して通知する。

(勧告・報告に対する学長の措置)

第24条 学長は、学長宛勧告があった後、定められた期日までに通報者および被通報者等から異議申立がない場合は、調査委員会の事実認定が確定したものと扱い、速やかに対応する措置(以下「学長の措置」という。)をとらなければならない。

2 学長は、被通報者等以外の者に対して措置が必要であるとの報告を受けたときは、大学協議会で審議の上、必要な措置をとるものとする。

(監査委員会の設置等)

第25条 学長は、第23条第1項の異議申立を受けた場合には、直ちに監査委員会を設置しなければならない。

2 前項の監査委員会は、学長の指名により第18条で定める調査委員をもって構成する。学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、委員の交代若しくは追加、又は監査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、監査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。

(監査の実施とその結果の通知等)

第26条 監査委員会は、可及的速やかに異議申立に係る監査を行い、その結果を学長宛に報告しなければならない。

2 学長は、監査委員会が異議申立を却下した場合は、調査委員会の事実認定が確定したのものとして扱い、学長の措置をとらなければならない。

3 学長は、前項の場合を除いて、本条第1項の報告に基づき必要な学長の措置をとらなければならない。

4 学長は、本条第1項の報告を踏まえ、決定した学長の措置を、異議申立者および調査委員会並びに監査委員会、公的研究費配分機関および関係省庁、当該研究費等の執行に関わる業者等に対して通知しなければならない。

5 学長は、前項の通知に際し、異議申立者には本条第1項の報告を付さなければならない。

6 監査の結果、再調査が決定した場合の調査方法等については、第20条から第22条を準用する。

(監査委員会の権限等)

第27条 監査委員会の権限等については、第17条第2項から第10項、第20条および第29条を準用する。

(学長の措置の関係部署への通知、調査委員会および通報者への報告)

第28条 学長は、学長の措置を以下のとおり関係部署に通知および報告しなければならない。

(1) 被通報者等が教育職員の場合は、その職員が所属する学部等の所属長宛に通知する

(2) 被通報者等が事務職員の場合は、事務長宛に通知する

(3) 被通報者等が学生の場合は、その学生が所属する学部長宛に通知する

(4) 調査委員会および通報者に報告する

2 前項の学長の措置を通知するに当たって、被通報者等および悪意のある通報者に対する処分を含む場合は、第21条を準用する。

3 学長は不正行為の発生の態様に応じて、本条第1項以外の部署に対しても学長の措置を通知することができる。

(学生委員会の権限委譲)

第29条 前条第1項第3号の学生がかかわる不正行為に関する事項については、学生委員会の権限を、調査委員会に委譲する。

(調査結果の公表等)

第30条 学長は、第14条から第27条までの調査の結果、不正行為があったと認定された場合は、速やかに次の事項を公表するものとする。

- (1) 不正行為を行った研究者等の氏名またはグループ名
- (2) 不正行為の内容
- (3) 調査委員会委員の所属、氏名
- (4) 調査委員会が行った調査方法、内容等

2 学長は、不正行為の内容が第2条第1項第1号に該当する場合には、被通報者等に対し、研究成果の取り下げ等を勧告するなど、必要な措置を講ずる。

3 学長は、不正行為の内容が第2条第1項第2号に該当する場合には、被通報者等に対し、学内研究費の受給停止および学内外研究資金への申請停止など、必要な措置を講ずる。

4 学長が前項および前々項に定める措置を講じる際には、公的研究費配分機関等が定める規則その他関連法令等に規定される措置をもってかえることができる。

5 学長は、通報が悪意によるものであったと認定した場合には、通報者の所属、氏名を公表する。

(名誉回復等)

第31条 学長は、本調査の結果により、不正行為がなかったと認定された場合には、第19条で実施した研究費の執行停止等の措置を解除するとともに、被通報者等の名誉回復に努めなければならない。

(不利益扱いの禁止)

第32条 学長は、第12条に規定する通報を行ったことあるいは通報をされたことのみを理由として、当事者に不利益な取扱いをしてはならない。

(守秘義務)

第33条 不正行為等に起因する問題に対応するすべての者は、当事者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、その任務の遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学外者への措置)

第34条 学長は、次のいずれかの号に該当する者が学外者である場合は、学外者の所属する機関の長と協議のうえ、必要な措置を講ずる等適切な処置を行うものとする。ただし、第3号に該当する学外者に対しては、刑事告訴等の措置を講じることもある。

- (1) 不正行為を行ったと認定された研究者等
- (2) 不正行為への関与が認定された研究者等
- (3) 通報が悪意によるものと認定された通報者

2 学長は、不正行為に関与したと認定された業者等に対し、取引停止等の措置を講じるものとする。

3 前項で定める措置については、「固定資産および物品購入規程」等の本学園および本学諸規程または関係法令によるものとする。

(事務処理)

第35条 本学における研究活動に係る不正行為の防止および対応に係る事務処理は、以下の通り行う。

(1) 第9条から第35条に定める事項に係る事務処理は、総務課が行う

(2) 第34条第2項に定める取引停止処分の事務処理は、総務課または経理課が行う

(監査体制)

第36条 本学における研究活動に係る不正行為の防止等に対して、内部監査室が適宜適正な監査を実施する。

(雑則)

第37条 この規程に定めるもののほか、不正行為の防止および対応等の必要な事項は、学長が別に定める。

(事務所管)

第38条 この規程に伴う事務は、総務課が所管する。

(改廃)

第39条 この規程の改廃は、大学協議会において審議し、学長が決定する。

附則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく運営・管理に関わる者の責任と権限に関する申し合わせ」は廃止する。
- 3 この規程は、改正（第17条、第18条、第22条）により平成28年10月1日から施行する。
- 4 この規程は、改正（第5条の2、第5条の3、第10条、第11条、第17条、第18条、第20条、第23条、第26条）により平成30年9月1日から施行する。
- 5 この規程は、改正（第8条）により令和2年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、改正（第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第5条の2、第7条の2、第8条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第24条、第39条）により令和3年4月1日から適用する。
- 7 この規程は、令和3年4月1日付けの組織改編に伴い、制定権限および制定機関を大学協議会に変更し適用する。
- 8 この規程は、改正（第2条、第7条、第17条、第20条、第20条の2、第22条、第23条、第25条、第26条）により令和4年4月1日から適用する。

誓約書

愛知東邦大学
学長 鵜飼裕之 殿

私は、愛知東邦大学の教職員として、公的研究費の使用に当たり、行動規範に基づき、下記事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 公的研究費は、原資が、国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、研究計画に基づき、公正かつ効率的に使用するとともに、研究において不正を行わないこと。
- 2 公的研究費の使用に当たり、当該資金の配分機関が定める規程、使用規則及び関係法令、並びに本学が定める規程及び使用規則を遵守すること。
- 3 前号の規則等に反して、不正を行った場合は、本学、又は配分機関の処分の対象となり、法的な責任を負担すること。
- 4 公的研究費の不正使用防止に努めること。

年 月 日

所属 _____

氏名 _____

(自署)

Letter of Commitment

Dear President of Aichi-Toho University:

I am writing this letter of commitment regarding my research activities at Aichi-Toho University.

1. I will abide by the guideline of Aichi-Toho University's code of conduct for academic research as well as the guideline for the proper use of Aichi-Toho University's research funds.
2. In terms of conducting research activities, I acknowledge that research autonomy is built on trust and referrals from society. I agree and abide by the related rules and regulations set by Aichi-Toho University, will not be engaged in research misconduct, will not allow others to engage in research misconduct and will neither give tacit approval nor participate in research misconduct. In addition I will always judge and act with honesty and integrity.
3. In terms of executing research funds, I agree and abide by the related rules and regulations set by Aichi-Toho University as well as, including but not limited to, grant terms and conditions of use of the relevant research funds. I will execute research funds with fairness and efficiency, will not be engaged in research misconducts, will not allow others to engage in research misconducts and will neither give tacit approval nor participate in research misconduct.
4. In case of misconduct through violation of, including but not limited to, rules and regulations or any damages caused to Aichi-Toho University due to my misconducts, I will be subject to penalty from Aichi-Toho University and funding institution(s) and I will be held responsible for legal obligations.

Sincerely,

Print Name: _____

Signature: _____

Date: _____

Affiliation: _____

Position: _____

Employee Number: _____